

平成31年度  
四日市市職員（臨床検査技師）採用試験要項

第1次試験実施日 平成31年 5月11日（土）  
受付期間 2月18日（月）～ 4月18日（木）

四日市市総務部人事課

1 募集職種と採用予定人員

募集職種	主な職務概要	採用予定人員
臨床検査技師	主として食品衛生検査所における業務に従事します。 (将来、市立四日市病院等へ配属される場合もあります。)	1名程度

- (注) 1. 採用予定人員については、今後の採用計画等の見直しにより変更することがあります。  
2. 外国籍の人については、採用後、公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる職に任用できません。  
詳しくは「外国籍職員の任用に関する基準について」を参照してください。

2 採用予定日 平成31年7月1日

3 受験資格

次の要件を満たす人が、受験できます。

職種区分	年齢	学歴等	専攻学科・資格免許等
臨床検査技師	昭和60年4月2日以降に生まれた人	文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において、臨床検査技師として必要な知識および技能を修得し、卒業した人	臨床検査技師免許を有する人

他の受験要件

- ・ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人。
- ・ 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人に限ります。
- ・ 受験申込書に虚偽の記載等が確認された場合は、採用が取り消されることがあります。

☆ 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4 試験の日時、会場及び合格発表

- ◇ 試験日 平成31年5月11日（土） 午前9時から午後5時頃まで
- ◇ 場所 四日市市総合会館（四日市市諏訪町2-2）
- ◇ 合格発表 5月下旬（郵便にて本人に通知するとともに、四日市市ホームページに掲載します。）

#### 5 試験内容

職種区分	試験科目	試験時間(予定)	試験内容
臨床検査技師	教養試験 (択一式)	120分	社会、人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈についての筆記試験
	適性試験	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクーパーン検査
	専門試験 (記述式)	90分	臨床検査技師として必要な専門知識、見解についての筆記試験
	論文試験	60分	与えられたテーマについての論文試験
	面接試験	15分	個別面接試験

※ 採用内定者には、健康診断を受診していただきます。

#### 6 受験手続

##### (1) 提出書類

- ◇ 受験申込書 1部（市規定用紙。3か月以内に撮影の上半身・脱帽の写真(30×40mm)を貼ること。）  
\* 学歴については、学部学科名まで記載してください。
- ◇ 受験票 1部（市規定用紙。受験申込書と同一写真を貼り、受験申込書から離さないこと。）
- ◇ 卒業証明書 1部（コピー不可）  
\* 大学院（修士課程）を卒業した人は、大学（4年制）の卒業証明書を併せて添付してください。
- ◇ 臨床検査技師免許の写し 1通
- ◇ 返信用封筒（長形3号） 2通（宛名を明記し82円切手を貼り、氏名の後に「様」を記入してください。）
- ◇ 在留資格を証明する書類（住民票など） 1部（外国籍の人のみ）（個人番号情報は不要です）

※ 受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

なお、提出書類については返却いたしません。

※ 車いす等を使用しているなど、受験時における配慮が必要な方は、受験申込の際にその旨を申し出てください。

##### (2) 提出先・問い合わせ先

四日市市諏訪町1番5号（〒510-8601） 四日市市役所 総務部 人事課

☎（059）354-8120 E-mail [jinji@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:jinji@city.yokkaichi.mie.jp)

##### (3) 受付期間

平成31年2月18日（月）～4月18日（木）

ただし、卒業証明書の提出については、4月25日（木）まで可とします。

- \* E-mailでの申し込みは受け付けていません。郵送または人事課へ直接持参して申し込んでください。
- \* 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）。
- \* 郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きしてください。
- \* 郵送の場合でも、締切日までに到着分のみ有効とします。

## 7 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には総合順位と総合得点をお知らせします。以下の要領で申し出てください。

- (1) 対象者：試験の不合格者
- (2) 内容：試験の総合順位と総合得点
- (3) 期間：試験の合格発表日から1か月間（土・日・祝日を除く）
- (4) 場所：四日市市役所総務部人事課
- (5) 方法：受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ直接申し出ること。

### 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、四日市市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

#### 1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

〔「公権力の行使」にあたる主な職務の例〕

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、公害防止規制、都市計画の決定、建築制限、違反建築物取締、開発行為の許可、土地利用規制など

#### 2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、四日市市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の相当職及び課長専決権限を全部は適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く）の職（具体的には課付主幹、係長、主幹）への昇任は制限されません。

## 勤務条件（平成30年4月1日現在）

### ●給与

初任給 大学卒の場合：205,920円（金額は地域手当（10%）を含む）

- ☆初任給は、前職歴に応じて加算される場合があります。
- ☆諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.45月分）などが支給されます。
- ☆民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。
- ☆「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。

### ●勤務時間・休暇

- ☆勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（1週あたり38.75時間）（注）勤務場所により異なることがあります。
- ☆休日 土曜日・日曜日（完全週休2日制）祝日・年末年始（注）勤務場所により異なることがあります。
- ☆休暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。  
その他、結婚休暇、出産補助休暇など条例で定められた休暇があります。

### ●福利厚生

- ☆共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています。
  - ・各種健康診断や人間ドックなどの実施により、健康な職場づくりを進めています。
  - ・共済保養所、スポーツ施設と利用契約を結び、余暇利用を支援しています。